

医療的ケアが必要な障害児への支援について

現状

医療的ケアが必要な障害児について

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加
- しかし、医療的ケアが必要な障害児が利用できるサービスは限定

【医療的ケア児数(H27.5)】
 ・全国で約1.7万人と推計(厚労省研究班報告)
 ・人口比率より、都内では約1,600人と推計

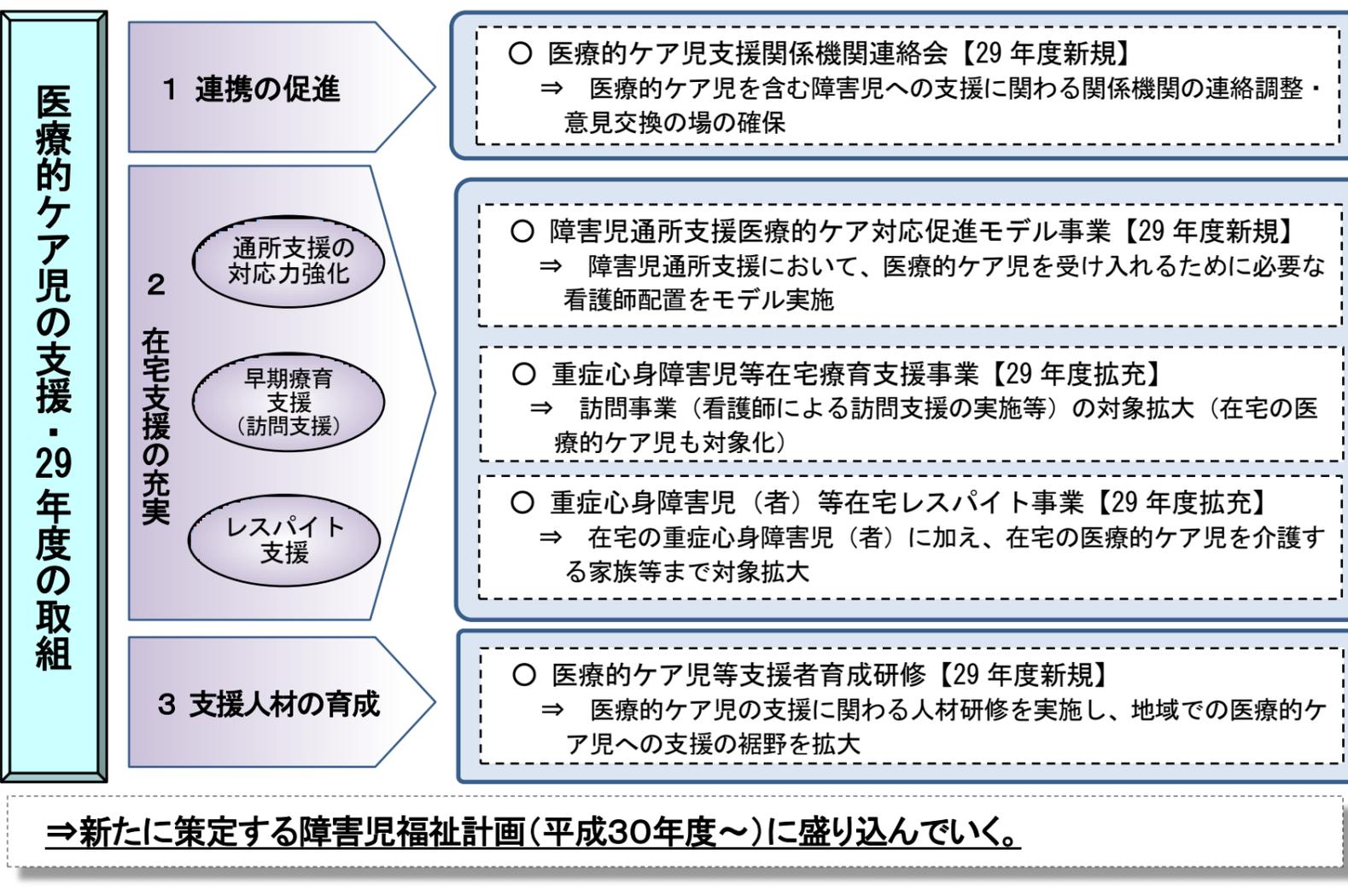
児童福祉法の一部改正(平成28年5月)

- 【障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応】
- 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
- 【施行期日】平成28年6月3日

都の取組

今後の取組

- 今後、医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む。



全体イメージ

